

保護者 様

山梨大学教育学部附属特別支援学校

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定められている感染症のため出席停止となります。治癒後、登校の際には、次の登校許可願の提出をお願いします。

なお、出席停止は欠席日数に含まれません。

<新型コロナ感染症の出席停止期間>
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用のご協力をお願いします。

保護者記入

新型コロナウイルス感染症に係る登校許可願

学校長 様

山梨大学教育学部附属特別支援学校

部 年 氏名

受診医療機関名

診断日

月 日

※未受診の場合 自宅での抗原検査陽性日 月 日

*以下の基準を確認の上、各項目をチェックしてください。

チェック☑		出席停止期間の基準
<input type="checkbox"/>	1	発症日を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。 ※無症状の場合は、検体採取日を「0」とし、翌日から5日を経過している。 ⇒発症日（無症状の場合は検体採取日）を記入してください。 <p style="text-align: right;">発症日 月 日</p>
<input type="checkbox"/>	2	症状が軽快した後1日を経過している。 ⇒症状が軽快した日の翌日を1日と数えます。 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
<input type="checkbox"/>	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。

1～3を全て満たす状態に回復したので、月 日より登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)
